

江戸の鐵炮遣候事、自先規公儀御制禁候。彌可守此趣旨被仰出候條、右之通組中急度可被相觸候。恐々謹言。

(寛文十年) 戊八月晦日

前田 對馬
奥村 因幡
横山 左衛門
長九郎 左衛門
本多 安房

五三 神事開帳等之節之儀御定

覺

一、卯辰觀音祭禮、其外於所々神事開帳之節、參詣人に交異形之躰之者、又は道筋町屋等をかり人集見物仕候事。
一、於諸寺庵談義等有之刻、同斷之事。
一、人形廻りをどり子諸勸進仕候者、此跡より御停止に候條、彌可被得其意候事。

五四 御役御斷申上候者之儀被仰出覺

(寛文十二年) 子閏六月 日

御家中組々之面々・御小將其外御用懸り等、病者に而其役難相勤者御斷之儀、又は御番等替候斷之儀、ケ様之類皆自分之願申上候事、其人々書付上候得者、急度御訴訟に成、作法不宜候間、向後は病者又は其品組頭委細承届、其頭よりケ様被仰付候様に仕度旨、書付調上候様に可仕旨被仰出候事。
寛文十年戊七月十九日

五五 夜行之節提灯携候儀御觸

一、御家中下々に至迄夜行仕候節、御在江戸御留守之通、火をとぼし往來可仕旨被仰出候條、御組中急度可被申觸候。以上。

(延寶五年) 巳二月廿四日

中川 八郎右衛門
多賀 與一右衛門
津田 源右衛門

五六 大野粟ヶ崎松林に而茸狩停止御定

大野・粟ヶ崎兩所松ばやしにおいて、こけ取儀堅令停止者

也。

延寶四年八月 日

五七 諸事御觸之節組頭取扱方心得請書

御家中諸事御觸之節、組々之面々并支配方に受其趣相觸之、組頭より觸渡候趣、無油斷役儀之手先承知仕候様、向後可相心得旨、御用懸之面々・裁許方等夫々可申渡候。此趣先年被仰渡、帳面に判形之物御座候得共、年久敷混亂仕候に付、今般右之趣御改候通畏奉存候。以上。

延寶八年閏八月十六日

九星 覺右衛門
淺井 源右衛門
坂井 與右衛門
野村 與三兵衛
富永 小右衛門
津田 宇右衛門
篠原 六郎左衛門
齋藤 中務

五八 金澤近邊百姓持山にて落葉搔之儀御定

覺

一、金澤近邊百姓持山にて、松の落葉かき候事、跡々より如被定置、毎月五日・十日・十五日・廿日・廿五日・廿九日、右六日金澤者并他村之者共入込、落葉かき可申事。

一、右定之六日之外、爲入込申間敷候。百姓迄、在々持山にて勝手次第、松の落葉かき可申事。

一、定之六日、金澤者・他村之者、鎌・山刀・よき持參仕候者、跡々のごとく山廻共見付次第取上候様に申渡候條、百姓共見付候はゞ山廻りに斷可申事。

一、定之六日前日迄、百姓共松の落葉成次第取切可申候。右六ケ日に至、かきかけ・かきため仕置申間敷候。かき置候松の葉取揃候はゞ、にうに仕置可申候。右にうなど盜取

近藤 新左衛門

大橋 又兵衛

水原 清左衛門